

議第46号

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

（滋賀県下水道審議会）

第15条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県下水道審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項について調査審議する。

（審議会の組織等）

第16条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

7 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 東北部処理区の項中「長浜市」を「長浜市 東近江市」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。